

大分県報

令和二年
第一一二号
六月五日

（金曜日）

目次

告示

- 救急病院等の認定……………一
- 大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の一部変更……………一
- 建築基準法による道路の指定……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- 指定道路の廃止……………二

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二

公 告

- 契約者等の公示……………三
- 土地改良区の役員就退任（六件）……………三
- 土地改良区の役員の就任……………七
- 開発行為の完了……………七
- 落札者等の公示……………七
- 競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………七
- 一般競争入札の実施（二件）……………一〇

〇 告 示

大分県告示第三百三十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和二年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院 ・救急診 療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	湯布院病院	由布市湯布院町川南二五二	令二・六・一から 令五・五・三一まで
救急病院	杵築中央病院	杵築市大字杵築一二〇番地	令二・六・一から 令五・五・三一まで
救急病院	鈴木病院	速見郡日出町三九〇四番六	令二・六・一から 令五・五・三一まで

大分県告示第三百三十九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画（令和二年大分県告示第二百五十四号）の一部を令和二年五月二十日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和二年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二の表中「〇・七トン」を「三・八トン」に、「六・三トン」を「七・〇トン」に改める。

大分県告示第三百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のように道路を指定した。

令和二年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年六月五日

大分県報（告示）

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和二年六月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年六月五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、三一一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二〇、六九三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三二、一九八人
別府市 三二、三二二人

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
津久見市大友町一七〇四番三、一七二六番二、一七二二番九、一七二三番四、一七二四番一、一七二五番五、一七二五番七、一七二九番八、一七二九番一〇、一七二九番六、一七三一番六、一七三一番四、一七三二番二、一七四五番五、一七四五番二及び一七四五番七並びにこれらに隣接介在する里道及び市道	津久見市大友町一七〇四番三、一七二六番二、一七二二番九、一七二三番四、一七二四番一、一七二五番五、一七二五番七、一七二九番八、一七二九番一〇、一七二九番六、一七三一番六、一七三一番四、一七三二番二、一七四五番五、一七四五番二及び一七四五番七並びにこれらに隣接介在する里道及び市道	令二・五・二五	メートル 五・〇〇	メートル 一七二・〇七
大分県告示第三百四十一号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。 令和二年六月五日	大分県知事 広瀬 貞 由布市挾間町向原字筋甲斐二二三番四及び二二三番五並びに二二三番五地先水路	令元・八・三〇	メートル 六・〇〇	メートル 八八・六三
大分県告示第三百四十二号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により指定した次の道路を廃止した。 令和二年六月五日	大分県知事 広瀬 貞 白杵市大字市浜字土手添七四一番四及び七四五番四	昭五〇・二・七	メートル 四・二〇	メートル 六七・四〇

中津市	二二、九九二人
日田市	一八、一三八人
佐伯市	二〇、三二四人
臼杵市	一〇、九九〇人
津久見市	五、〇五三人
竹田市	六、二四一人
豊後高田市	六、三三七人
杵築市	八、二五四人
宇佐市	一五、六三二人
豊後大野市	一〇、二二三一人
由布市	九、五七〇人
国東市・姫島村	八、六七一人
日出町	七、八八一人
九重町・玖珠町	七、〇三六一人

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。
令和二年六月五日

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
大分県情報システムIaaSの利用 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県商工観光労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健
大分市東春日町十七番五十七号
- 五 随意契約に係る契約金額
五千五百八十九万六千九百六十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、女子畑土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和二年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住 所
理事	財津 博	日田市天瀬町女子畑六三六番地二
〃	梶原直美	〃 天瀬町女子畑一七七二番地一
〃	江田 登美夫	〃 天瀬町女子畑一九六番地
〃	田中正勝	〃 天瀬町女子畑二五四三番地
〃	小野 寿夫	〃 天瀬町女子畑一三八番地二
〃	井上 勝彦	〃 天瀬町女子畑一二八〇番地一
〃	中村 建男	〃 天瀬町合田二二一六番地
〃	高瀬 俊和	〃 天瀬町女子畑二四二八番地
〃	小 関 均	〃 天瀬町女子畑一二八八番地二
〃	小野 邦弘	〃 天瀬町女子畑二六八六番地
〃	長谷部 博樹	〃 天瀬町女子畑一三〇七番地
〃	江田 近	〃 天瀬町女子畑五九〇番地四一
監事	鈴木重徳	〃 天瀬町合田六七番地
〃	財津 秀彦	〃 天瀬町女子畑九二一番地

令和二年六月五日

大分県報（選管告示・公告）

役名	氏名	住所	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、藤原土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和二年六月五日 大分県知事 広瀬勝貞			
			川野寅馬	豊後大野市大野町小倉木二五五番地		
〃	細井克久	〃	大野町田代一六五一番地三	理事	木付幸一	速見郡日出町大字藤原五〇一八番地五
〃	伊東克芳	〃	大野町郡山一三九番地一	〃	宮田博仁	〃
監事	松井博司	〃	大野町後田四八九番地	〃	長野典明	〃
〃	三代重吉	〃	大野町中原一六九九番地	〃	工藤要一	〃
〃	宇川弘武	〃	大野町大原三八二番地	〃	二宮敬弘	〃
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、藤原土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和二年六月五日 大分県知事 広瀬勝貞						
〃	〃	〃	〃	〃	後藤正治	豊後大野市千歳町高畑一〇九九番地
〃	〃	〃	〃	〃	柴山徳男	〃
〃	〃	〃	〃	〃	石田充宏	〃
〃	〃	〃	〃	〃	一ノ宮順子	〃
〃	〃	〃	〃	〃	衛本保	〃
監事	足立寛	〃	千歳町高畑三七一番地	〃	益永英勝	〃
〃	〃	〃	千歳町柴山六五九番地	〃	柴山亀久	〃
〃	〃	〃	千歳町柴山三五八番地一	〃	〃	〃

(就任役員)		
役名	氏名	住所
理事	麻生義隆	豊後大野市千歳町柴山二八五番地三
〃	足立照典	〃 千歳町高畑四三七番地一
〃	大村孝一	〃 千歳町柴山三六四番地二
〃	森田昭子	〃 千歳町柴山四四二番地
〃	後藤高三	〃 千歳町高畑一〇八三番地
監事	益永幹雄	〃 千歳町柴山六五七番地
〃	石田正一	〃 千歳町高畑九二五番地
〃	足立宏幸	〃 千歳町高畑三八六番地
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和二年六月五日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>(就任役員)</p>		
役名	氏名	住所
理事	深見清敏	宇佐市大字木部八四八番地の二
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。</p> <p>令和二年六月五日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 開発区域に含まれる地域の名称 日田市大字庄手字藪下五百七番一ほか三十二筆並びに五百七番二十及び五百七番三十一の各地先水路</p> <p>二 開発区域の面積</p>		

令和二年六月五日

大分県報（公告）

五千四百五十八・三九平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

日田市田島本町五番地三十号

有限会社宝珠開発

代表取締役 田中正史

四 完了検査年月日

令和二年四月二十四日

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年六月五日

大分県企業局長 工藤正俊

一 落札に係る物品等の種類及び数量
薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）
規格 JIS K一四七五
予定購入数量 約二千トン

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県企業局
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日
令和二年四月三日

四 落札者の氏名及び住所
エア・ウォーター・マテリアル株式会社 福岡支店 支店長 南里昭人
福岡市博多区上呉服町十番一号

五 落札金額
一トシ当たり二万三千二百二十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日
令和二年三月十七日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込ま

大分県報（公告）

れるので次のとおり公示する。
令和二年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県教育センター情報機器等 一式

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合。

(三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に關する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七（五〇六）二九五六

3 申請の時期

令和二年六月五日から同年七月三日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）に基づき入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察情報管理システム用IT資産管理サーバ等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の期間

令和二年六月五日から同月二十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の二に同じ。

2 インターネットによる入札

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
 (二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
 (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないことになった者は、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和二年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類 大分県教育センター情報機器等一式

(2) 契約期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日まで

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件を全て満たしている者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を令和2年7月10日（金）午後5時までに大分県教育庁教育人事課企画・研修班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

(4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、令和2年7月3日（金）までに3の(3)に掲げる部局に提出すること。

(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2956

4 契約に関する事務を担当する部局等の名称

大分県教育庁教育人事課企画・研修班

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁別館7階

大分県教育庁教育人事課 企画・研修班

電話 097-506-5439

FAX 097-506-1849

<p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県大分市内町3丁目10番1号 大分県教育庁教育人事課 企画・研修班</p> <p>(2) 日時 令和2年6月5日(金)から同年7月20日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育人事課企画・研修班 〒870-8501 大分市内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 提出期限 令和2年7月21日(火)午後2時30分 ただし、郵送の場合は令和2年7月20日(月)午後5時必着で上記4の部屋まで提出すること。(郵送による提出の場合は簡易書留郵便に限る。)</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎別館8階 83会議室 〒870-8503 大分市内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 日時 令和2年7月21日(火)午後2時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 上記2の(2)の資格を取得した者(その者が落札した場合において、契約を締結しない</p>	<p>こととなるおそれがないと認められるときに限る。)</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この入札は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の削減又は削除があった場合には、この契約を解除する。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p>
---	---

<p>(1) Outsourcing name One set of Oita Prefectural Education Center Information Equipment</p> <p>(2) Time limit for tender 2:30 p.m 21 July 2020</p> <p>(3) Contact point for the notice Oita Prefectural Office of Educational Personnel Section Oita government building annex 7F 3-10-1, Funaihou, Oita City,Oita Prefecture 870-8503 Japan Tel 097-506-5439</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和2年6月5日</p>	<p>等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者 (3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和2年7月14日(火)午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和2年6月5日から同月24日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2434</p> <p>(2) 日時 令和2年6月5日から同年7月15日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部施設整備課用度係 (2) 提出期限 令和2年7月22日(水)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月21日(火)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p>
<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察情報管理システム用IT資産管理サーバ等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日まで(60か月) (地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約</p>	

<p>(1) 場 所 大分県庁舎新館9階 会議室</p> <p>(2) 日 時 令和2年7月22日(水) 午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p>	<p>した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
<p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部施設装備課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 前記2(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
<p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>	<p>17 Summary IT asset management server for Oita Prefectural Police information management system (2) Time limit for tender 10:00 am. 22 July 2020 (3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
<p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 前記4(1)に同じ。 (2) 交付日時 前記4(2)に同じ。</p>	
<p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を</p>	